

健康保険被保険者証の廃止に伴う

入札時の技術者等の雇用関係の確認方法について

令和7年12月

令和7年12月1日をもって、現行の健康保険被保険者証（以下、「保険証」という。）が廃止され、マイナンバーカードへ移行することとなります。

つきましては、一般競争入札等における入札参加資格確認書類として定めている、配置予定技術者等の雇用関係を確認できる書類について、令和7年12月2日以降、下記のとおり取扱うものとします。

1 保険証の取扱いについて

保険証の廃止に伴い、雇用関係を確認する書類として、保険証の写しを提出することは不可とします。

2 その他の確認書類について

雇用関係を確認する書類として、所属会社の雇用証明書（様式任意）の写しを可とします。

なお、雇用証明書には以下の内容を明記してください。

- ・配置予定技術者の氏名、生年月日、雇用開始年月日
- ・所属会社の住所、商号又は名称、証明者氏名、証明者の印、証明年月日

【参考】「現場代理人及び技術者に関する留意事項」より抜粋

7 現場代理人及び監理技術者等の確認資料

(1) 直接的かつ恒常的な雇用関係を証するもの

- ① 監理技術者資格者証（表・裏）の写し ※所属業者が記載されていること
- ② 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し
- ③ 住民税特別徴収税額通知書の写し
- ④ 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し
- ⑤ 所属会社の雇用証明書（様式任意）の写し

館山市役所 総務部管財契約課

Tel 0470 (22) 3296

e-mail kankei@city.tateyama.chiba.jp